

4 豊 文 号 外
令和 5 年 1 月 3 0 日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

令和 5 年 1 月 3 0 日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る文化施設の対応について

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、文化施設の利用にあたり基本的な感染症対策の徹底をお願いしているところですが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことに伴い、令和 5 年 1 月 3 0 日以降は下記により対応していただきますようお願いいたします。

文化施設を利用いただく皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

記

1 感染症対策に係る留意事項

項目	令和 4 年 11 月 1 日～	令和 5 年 1 月 30 日～
飲食	通常時の施設利用のルールに従ってください。	通常時の施設利用のルールに従ってください。
カラオケ等	通常時の施設利用のルールに従ってください。	通常時の施設利用のルールに従ってください。
入場者の制限	通常時の施設利用のルールに従ってください。 ただし、イベント開催時の収容制限については下記のとおり。 ・ 大声での発声等を伴わない利用 : 定員の 100%以内 ・ 大声での発声等を伴う利用 : 定員の 50%以内	通常時の施設利用のルールに従ってください。

※令和 5 年 1 月 3 0 日以降は、飲食、カラオケ等、入場者の制限について、通常時（新型コロナウイルス感染症対策前）の状況となります。

※その他の内容については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って対応してください。

<問合せ>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |